

市民の皆さま、事業者の皆さまへ

# 新型コロナウイルス感染症に 関わる支援制度等について

\*このパンフレットはあくまでも概要です（令和2年5月1日現在）



北斗市役所 北斗市中央1丁目3番10号  
TEL 73-3111 FAX 73-6970  
北斗市教育委員会 北斗市中野通2丁目13番1号  
TEL 74-2000 FAX 74-2074  
代表 web <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp>  
E-mail [info@city.hokuto.hokkaido.jp](mailto:info@city.hokuto.hokkaido.jp)



# 給付金等

## ●新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

北斗市独自

北海道の休業要請に応じた事業者及び市の独自拡大分として飲食店や新型コロナウイルス感染症拡大防止のために自主的に臨時休業を行う事業者に、北海道と合わせて一律30万円となるように感染症拡大防止協力金を助成します。

### 1. 対象事業者

次のいずれにも該当する事業者

- ・市内に所在する事業所があること
- ・北海道の要請を受け休業し休業協力金の支給対象となった事業者、または飲食店、感染症拡大防止の観点から、自主的に店舗を臨時休業している事業者

### 2. 助成額

対象業種	休業協力金（北海道）	感染症拡大防止協力金
① 休業要請に協力した事業者	300,000円	—
② 休業要請に協力した事業者	200,000円	100,000円
③ 夜7時以降の酒類提供を自粛した飲食店	100,000円	200,000円
④ 酒類提供がない飲食店	—	300,000円
⑤ 自主的に店舗を臨時休業している事業者 (業種は問いませんが、事務所のみの場合は対象外) ※但し5/2～5/6の期間、連続して休業したものに限りです。	—	300,000円

注：道の休業要請対象施設（①及び②）であって、4/25～5/6の休業に応じない場合は支給対象外となります。

【問合せ】 経済部水産商工労働課商工労働係 [内線285～287]

# 給付金等

## ●飲食店等事業継続助成事業補助金

北斗市独自

影響を受けている飲食店等事業者の方へ、家賃の一部を助成します。

【市内に所在する事業者のうち次に該当する事業者の方が対象となります】

- ・令和2年2月から6月のいずれか1月の売上が前年より20%以上減少していること
- ・常時、従業員が30人以下の企業又は個人であること

【補助金額】最大9万円（1ヶ月分家賃の上限が30,000円、4～6月分を対象）

【申請先】経済部水産商工労働課商工労働係[内線286]

## ●高齢者外出機会安全確保対策事業（予定）

北斗市独自

新型コロナウイルス感染リスクを極力低減する事を目的に、感染した場合に重症化の可能性が高い後期高齢者が、通院や買い物などで安全に移動できるように、タクシー初乗り料金が無料となるタクシー券を交付します。（施設入居者は除く）

※5月に開催予定の市議会での補正予算の議決を前提としています。

【対象】75歳以上の方がいる世帯に1冊（10枚つづり）

【使用期限】令和3年3月31日まで ※6月中に該当世帯に郵送するため申請不要

【問合せ】民生部保健福祉課高齢者・介護保険係[内線159]

## ●臨時就学支援事業（予定）

北斗市独自

令和2年2月から申請月までのいずれかの月収が前年の月収と比較して、20%以上の減収があり、かつ就学支援対象世帯の月収基準以下となった保護者の世帯に対して申請月から支援を実施します。※減収を証明できる書類を添付。

※5月に開催予定の市議会での補正予算の議決を前提としています。

【内容】・給食費～小学校（3,600円/月）、中学校（4,530円/月）

- ・宿泊研修費（実費）
- ・修学旅行費（実費）

【就学支援対象世帯の月収基準】

（単位：円）

	保護者2名うち 所得者2名	保護者2名うち 所得者1名	保護者1名うち 所得者1名
児童生徒1名	303,000	280,000	256,000
児童生徒2名	362,000	339,000	321,000
児童生徒3名	412,000	389,000	375,000
児童生徒4名	462,000	439,000	426,000

【申請先】教育委員会学校教育課学校教育係[74-2000]

# 給付金等

## ●特別定額給付金（一律10万円）

【給付対象者】令和2年4月27日現在、北斗市の住民基本台帳に登録されている方

【受給権者】給付対象者世帯の世帯主【給付額】給付対象者1人につき10万円

【給付金の申請】郵送申請又はオンライン申請を基本とします。

【給付の方法】原則として受給権者名義の銀行口座への振込みとなります。

【申請書郵送開始】5月30日（土）

【郵送申請受付】6月1日（月）から

【申請先】民生部社会福祉課統括係[内線177～179]

## ●住宅確保給付金

離職、廃業から2年以内の方又は休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある方を対象（資産要件・収入要件有）として、住居の安定及び就労機会の確保に向け支援を行います。

一定の条件はありますが、一定期間、家賃相当額（世帯人員に応じ支給上限有）を家主に支給します。

【申請先】北斗市生活相談支援センター（社会福祉協議会内）[74-2500]

民生部社会福祉課社会福祉係[内線178]

## ●子育て世帯への臨時特別給付金

【対象】令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方

※所得制限限度額以上のため、特例給付として児童1人につき月額5,000円の支給を受けている受給者は支給対象外となります。対象児童1人につき、1万円を令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している口座に6月頃振り込まれる予定です。（申請は不要ですが、後日送付される案内チラシをご確認ください。）

【問合せ】民生部子ども・子育て支援課子育て支援係[内線162]

## ●国民健康保険傷病手当金

【対象】北斗市国民健康保険の加入者（給与等の支払いを受けている方に限る）で、新型コロナウイルス感染症による療養のため労務ができなかった方

【支給要件】労務ができなくなった日から起算して3日後から労務ができなかった期間がある場合

【適用期間】令和2年1月1日から9月30日までの間

※後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした制度もあります。

【申請先】民生部国保医療課国保係[内線125]

# 給付金等

## ●【厚生労働省】雇用調整助成金の特例措置

経済上の理由により、事業主が労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を助成する制度であり、特例措置として助成率が上げられます。

【対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（休業の初日が令和2年2月24日から令和2年7月23日の場合）

【助成率】大企業：2/3、中小企業：4/5

【問合せ】ハローワーク函館 [0138-26-0735]

## ●雇用調整助成金への上乗せ

北斗市独自

次の要件を満たす事業者へ、雇用調整助成金に上乗せして補助金を交付します。

(1) 市内に所在する事業所の事業主であること

(2) 国の雇用調整助成金の支給決定を受けた事業主であること

※判定基礎期間が令和2年2月28日から令和2年6月30日までに係るものに限る（国の10割対象期間を除く）

(3) 雇用保険法施行規則第102条の3に規定する中小企業事業主に該当すること

【申請先】経済部水産商工労働課商工労働係[内線286]

## ●【厚生労働省】小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(労働者に休暇を取得させた事業者向け)

小学校等が休校した場合に労働基準法上の有給休暇とは別途、休暇を取得させた企業に対し、賃金相当額の一部を助成します。

【適用日】令和2年2月27日～6月30日の間に取得した休暇

【支給額】休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※日額上限 8,330円

【申請期間】令和2年6月30日まで

【問合せ】学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター-[0120-60-3999]

## ●【厚生労働省】小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(委託を受けて個人で仕事をする方向け)

小学校等の臨時休校に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援します。

【適用日】令和2年2月27日～6月30日の間に取得した休暇

【支給額】就業できなかった日について、1日当たり 4,100円（定額）

【申請期間】令和2年6月30日まで

【問合せ】学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター-[0120-60-3999]

# 猶予・減免

## ●市税の徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方は、申請により1年間、市税の徴収猶予を受けることができますようになります。令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人市民税、法人市民税、固定資産税、国民健康保険税など、すべての市税が対象になります。※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

【対象】 令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している方など、納期限までの納付又は納入が困難な方

【申請期限】 令和2年6月30日又は納期限のいずれか遅い日まで

【申請先】 総務部収納課収納管理係 [内線142～145]

## ●介護保険料の徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、65歳以上の被保険者で介護保険料の納付が困難となった方は、申請により納付期限が猶予されます。

【猶予期間】 納期限から6ヶ月以内

【対象】 主たる生計中心者の年間の所得が前年に比べ減少している方

【申請先】 民生部保健福祉課高齢者・介護保険係 [内線159]

## ●後期高齢者医療保険料の徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、75歳以上の被保険者で後期高齢者医療保険料の納付が困難となった方は、申請により納付期限が猶予されます。

【猶予期間】 納期限から6ヶ月以内

【対象】 本人または世帯主の年間の所得が、前年に比べ減少となる見込みの方

【申請先】 民生部国保医療課医療給付係 [内線125]

## ●上下水道料金の徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方を対象に、申請により令和2年4月末、5月末、6月末納付期限の上下水道料金の支払いをそれぞれ3ヶ月間猶予します。

※猶予期間終了時の状況に応じて、期間の延長などのご相談ができます。

【申請先】 建設部上下水道課事務係 [内線244～246]

# 猶予・減免

## ●北斗市奨学金の償還猶予

新型コロナウイルス感染症の影響による減収や内定取り消しによって、北斗市奨学金の償還が困難な方に対し、申請により償還を猶予します。

【対象】令和2年度の北斗市奨学金の償還が困難になった方、就職内定取消等により就職が見込めなくなった方

### 【内容】

- ・ 償還困難な方：令和2年度の償還を猶予
- ・ 内定取り消しとなった方：令和3年度の償還を猶予

【申請先】教育委員会学校教育課学校教育係[74-2000]

## ●国民年金保険料の免除等の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入が減少した方は、当年中の所得の見込みが国民年金保険料の全額免除や一部免除、納付猶予等の基準に該当する場合に、令和2年2月から6月までの期間の特例免除が適用になります。

【所得の見込み】令和2年2月以降の任意の月の収入を12ヶ月分に換算し、見込み経費を控除して推計します。※見込みの決定は「日本年金機構」が行います。

【受付開始】令和2年5月～

【問合せ】市民部市民課窓口係[内線113]（又は日本年金機構函館年金事務所 82-8000）

## ●固定資産税の軽減

中小企業等の売上が一定以上減少した場合は、令和3年度の償却資産と事業用家屋に係る固定資産税が軽減されます。

【対象】令和2年2月から10月までの任意の3ヶ月間の売上が前年の同期間と比べて

- ・ 30%以上50%未満の減少：2分の1を軽減
- ・ 50%以上の減少：全額を免除

【申請先】総務部税務課資産課税係[内線132]

## 【徴収猶予に係る夜間・休日等相談窓口の開設】

詳しくは市のホームページ等でご案内します。

場所：総務部収納課収納管理係（5番窓口）

## 猶予・減免

### ●国民健康保険税の減免（条例の議決を前提としています）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなど一定の基準に該当する場合は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の国民健康保険税を減免します。

#### 【要件】

- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年中の事業収入等が前年より3割以上減少した世帯（ただし、令和元年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合、又は減少した事業収入等以外の令和元年中の所得が400万円を超える場合は除く）

【申請先】 総務部税務課所得課税係 [内線132]

### ●介護保険料の減免（条例の議決を前提としています）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなど一定の基準に該当する場合は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の介護保険料を減免します。

#### 【要件】

- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年中の事業収入等が前年より3割以上減少した世帯（ただし、減少した事業収入等以外の令和元年中の所得が400万円を超える場合は除く）

【申請先】 民生部保健福祉課高齢者・介護保険係 [内線159]

### ●後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなど一定の基準に該当する場合は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の後期高齢者医療保険料を減免します。

#### 【要件】

- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年中の事業収入等が前年より3割以上減少した世帯（ただし、令和元年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合、又は減少した事業収入等以外の令和元年中の所得が400万円を超える場合は除く）

【申請先】 民生部国保医療課医療給付係 [内線125]

# 融資・貸付

## ●北斗市中小企業振興資金の拡充

以下の要件を満たす事業者の方へ、北斗市中小企業振興資金を拡充します。

- (1) 令和2年4月1日以降に北斗市中小企業振興資金を活用する事業者
- (2) 最近1ヶ月の売上高が前年の同期と比較して5%以上減少しており、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高が前年の同期と比較して5%以上減少することが見込まれる事業者

【資金使途】 運転資金（設備資金は対象外）

【融資限度額】 1,000万円以内（既存の融資とは別枠）

【償還期間】 10年以内（これまでの5年間から拡充）

【据置期間】 最長2年以内（これまでの6ヶ月から拡充）

【信用保証】 北海道信用保証協会の保証付き

【補給内容】 信用保証料の全額（利息は、年1.9%のうち1.0%を補給）

【取扱金融機関】 道南うみ街信用金庫七重浜支店、道南うみ街信用金庫北斗支店、渡島信用金庫上磯支店、渡島信用金庫大野支店、函館商工信用組合北斗支店、北洋銀行七重浜支店、みちのく銀行七重浜支店

【問合せ】 経済部水産商工労働課商工労働係[内線286]

## ●中小企業への支援について(セーフティネット保証4号・保証5号)

中小企業者への資金繰り支援措置として、一般保証と別枠の保証を実施します。

### ■セーフティネット保証4号 突発的災害等

【対象】 売上高が前年同月比20%以上減少の場合等

【内容】 一般枠と別枠で借入債務の100 %を保証

### ■セーフティネット保証5号 業況の悪化している業種

【対象】 売上高が前年同月比5%以上減少の場合等

【内容】 一般枠とは別枠で借入債務の80 %を保証

【問合せ】 経済部水産商工労働課商工労働係[内線286]

## 融資・貸付

### ●中小企業への支援について(危機関連保証)

売上等が減少している中小企業者・小規模事業者を対象に信用保証協会が一般保証、セーフティネット保証とは別枠の限度額で融資額を保証します。

【対象】売上高が前年同月比15%以上減少する中小企業・小規模事業者など

【内容】セーフティネット保証とはさらに別枠で100%を保証

【問合せ】経済部水産商工労働課商工労働係[内線286]

### ●【社会福祉協議会】生活福祉資金貸付制度

失業や休業等で収入が減少した方の緊急かつ一時的な生活維持のため、福祉資金を特例で貸付けする制度です。無利子・保証人は不要です。

【緊急小口資金】貸付限度額：10万円以内（学校等の休業、個人事業主等の特例に該当する場合は20万円以内）、返済期間：2年以内(据置1年以内)

【総合支援資金】貸付限度額：単身世帯～月15万円以内、2人以上世帯～月20万円以内、返済期間：10年以内(据置1年以内)

【問合せ】北斗市社会福祉協議会[74-2500]

# 会計年度任用職員の募集

## ●新型コロナウイルスに関する給付金等の一般事務補助職員（10名程度）

【仕事内容】 給付金受付、データ入力等

【応募資格】 北斗市居住者で、離職中又は求職中の者※地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は不可

【支給額】 月給146,100円～

【任用期間】 令和2年5月下旬～9月30日※令和3年3月31日までの期間で任期延長の場合あり。

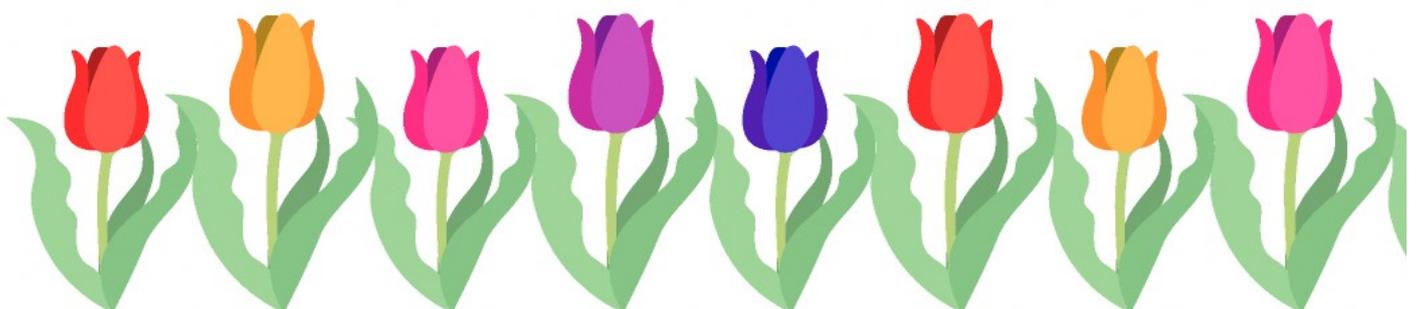
【勤務時間】 平日8：30～17：00（内休憩時間45分）

【申込方法】 市役所本庁舎、総合分庁舎、七重浜・茂辺地支所に設置している会計年度任用職員用の履歴書を、市役所総務課へ郵送又は直接提出。郵送の場合は、封筒に朱書きで「会計年度任用職員履歴書在中」と記載。履歴書は市のホームページからもダウンロード可。

【申込期限】 5月15日（金）

【選考方法】 書類及び面接（日程は別途通知）詳細は市のホームページでご確認ください。

【問合せ】 総務部総務課総務係[内線224]



## 市民の皆様をお願いしたいこと

### ■市内公園・緑地利用上のお願い

市内の公園・緑地の利用時は、集団での飲食はご遠慮くださいますようお願いいたします。

### ■適度な湿度を保つ

空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下します。乾燥しやすい室内では加湿器などを使って、適切な湿度（50～60%）を保ちましょう。

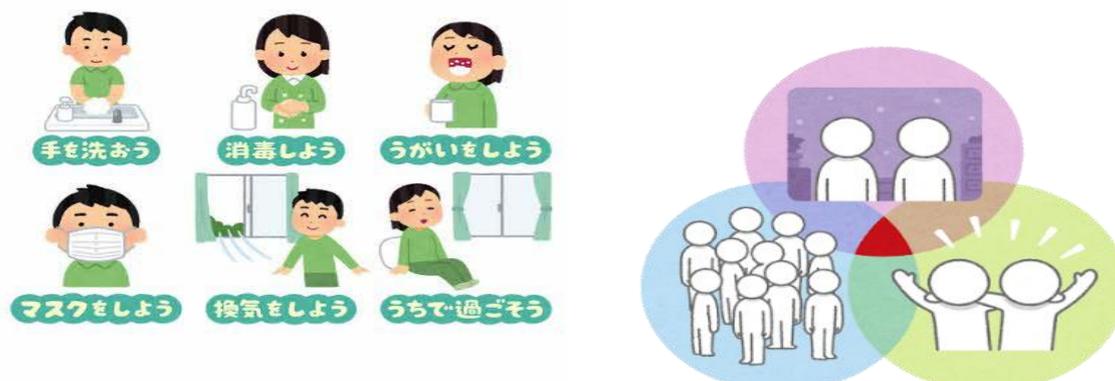
### ■日常生活で気をつけていただきたいこと

外出するときは換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集空間、間近で会話や発声をする密接場面を避けましょう。

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

### ■人権への配慮と冷静な行動をお願いいたします

感染した方やその家族、外国人の方等の特定や不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等を行わないようお願いいたします。正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。



### ■新型コロナウイルス感染症に関連した不審電話等にご注意ください

全国で新型コロナウイルスを口実にした不審電話や悪質商法等が発生しています。不安を感じた場合は相談窓口にも早めにご相談ください。

### ■相談窓口

北海道消費生活センター

電話番号 050-7505-0999

受付時間 平日 9:00～16:00

(12:00～13:00を除く)

北斗市消費生活センター

電話番号 0138-73-3111

受付時間 月・木曜日 10:00～15:00

(12:00～12:45を除く)

# 北斗市新型コロナウイルス感染症対策本部